

江戸川看護専門学校運営規則

(運営の実施)

第 1 条 江戸川看護専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）が、江戸川看護専門学校（以下「学校」という。）の運営に当っては、本規則に従うものとする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長、委員若干名並びに学校長を以て構成する。

2. 委員長は、学校長を兼ねることができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、役員の任期に準ずる。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。但し職員会より重要案件審議の為特に要請のあったときは、委員長は、すみやかに委員会を開催しなければならない。

2. 委員長は、必要と認めたときは、委員以外のものの出席を求めることができる。

3. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の職務)

第 5 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学校の事業計画と予算の編成
- (2) 総会に対する事業報告と決算報告
- (3) その他の学校運営に関する事項

(学校業務)

第 6 条 学校の校務執行に関して、委員長は、学校長にその全権を委任する。

2. 学校長は、校則に従い校務を執行するものとする。
3. 学校校則は別に定める。

(付 則)

第 7 条 この運営規則の改廃は、理事会が定める。

2. この運営規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

(委員会の職務)

1. 委員会は、次の事項を審議、立案し、会長に提出する。

- (1) 本校の予算、決算、事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 本校の財産の管理造成処分に関する事項
- (3) 本校の短期借入金に関する事項
- (4) 本校の職員の人事に関する事項
- (5) 会長より諮問を受けた事項

2. 委員会は、次の事項を議決、執行する。

- (1) 総会の承認した本校の事業計画の実施
- (2) 予算書の予備費の支出
- (3) 予算書の同一款内にある彼比流用
- (4) その他、本校運営に当たって必要な事項

3. 前項(2)(3)号は、理事会の事後の承認を要する。